

社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるように働きやすい環境をつくる。

特に、女性職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年間

2 内容

【目標1】

出産介護休暇、育児休業、育児時間などの取得率を維持・向上させるため、諸規程や社会保険制度の周知や情報提供を行う。

女性職員 育児休業取得率 100%維持

男性職員 育児休業等（育児目的休暇を含む）の取得者を1人以上

<対策>

- ・令和7年10月～ マニュアル冊子の改定及び周知
該当者に対する制度説明等の実施
- ・令和8年4月～ 法改正等に合わせたマニュアル冊子の改定及び周知
- ・令和8年8月～ 目標達成状況と検証

【目標2】

職員の仕事と生活の調和に資する環境と心身の健康増進のため、一月当たり平均残業時間を5%削減する。

<対策>

- ・令和7年10月～ 時間外労働時間が多い職員についての所属長への情報提供とヒアリング
- ・令和8年1月～ 所属長による声かけと周囲の職員等のサポート
- ・令和8年7月～ 削減状況の検証

【目標3】

女性職員が管理職（課長職以上）に占める割合を50%にすることを目標に、すべての職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備する。

<対策>

- ・令和7年10月～ 人材育成環境の整備と職員への昇格啓発

【目標 4】

職員の心身の健康増進と職務意欲向上を図るため、年次有給休暇の取得日数が10日未満である常勤職員の割合を低減させ、平均取得日数を13日以上（令和6年度実績12日）とする。

<対策>

- ・令和7年8月～ 年次休暇取得状況の調査と所属長への情報提供
- ・令和8年2月～ 年次休暇取得率の結果の公表

【目標 5】

職員の長期継続就労と働きやすい職場環境の改善を図る。

<対策>

- ・令和7年8月～ 長期継続就労者の表彰制度と啓発
資格取得奨励制度と啓発